

# 長久手市地域防災計画の修正(案)要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 愛知県の取り組みに係る修正事項

### 1 市町村防災支援システムの整備

○平成30年6月から運用開始された市町村の災害対応業務を支援（市町村の災害対応業務の省力化、避難判断のプロセスの効率化など）する防災支援システムの導入について、記載を追加する。

#### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第2編 第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	P 2 6
■地震編	第2編 第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	P 1 5 3

### 2 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

○携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi\_Free\_Wi-Fiの活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。

#### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第3編 第13章	ライフライン施設等の応急対策	P 9 5
■地震編	第3編 第14章	ライフライン施設等の応急対策	P 2 2 0

### 3 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

○重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び県の地震対策アクションプランの改訂（平成30年8月）に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

#### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■地震編	第2編第2章	建築物等の安全化	P 5・6 P 1 3 9 P 1 4 6

### Ⅲ 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

#### 1 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

○平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び、記載の追加をする。

#### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第1編第2章	基本理念及び重点を置くべき事項	P 7 P 3
■地震編	第2編第6章	避難行動の促進対策	P 7 P154

## IV 主な修正の内容

### II-1 市町村防災支援システムの整備

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>			
■風水害等編	第2編	第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震編	第2編	第5章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<b>&lt;修正案&gt;</b>			
■風水害等編	第2編	第7章	P 2 6
■地震編	第2編	第5章	P 1 5 3

#### ■風水害等編

##### 第2編 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

修正前	修正後
<b>第5 情報の収集・連絡体制等の整備</b>	<b>第5 情報の収集・連絡体制等の整備</b>
<p>2 通信施設・設備等</p> <p>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>2 通信施設・設備等</p> <p>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p><u>3 市町村防災支援システムの整備</u></p> <p><u>市は、県及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報共有を図るとともに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムを導入する。</u></p>

#### ■地震・津波編

##### 第2編 第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

## Ⅱ-2 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

### <修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策
- 地震編 第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

### <修正案>

- 風水害等編 第3編第13章 P95
- 地震編 第3編第14章 P220

### ■風水害等編

#### 第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策

修正前	修正後
<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>
<p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに関係機関は、必要な措置をとる。</p> <p>(追加)</p>	<p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに関係機関は、必要な措置をとる。</p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料講習LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「AichiFreeWi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネット接続できるよう設定情報を変更する。</u></p>

### ■地震編

#### 第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害等編と同様の修正を行った。

## Ⅱ－３ 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

### <修正箇所>

■地震編 第２編 第２章 建築物等の安全化

### <修正案>

■地震編 第２編第２章 P139、146

#### ■地震編

#### 第２編 第２章 建築物等の安全化

修正前	修正後
<b>第１節 建築物の耐震推進</b>	<b>第１節 建築物の耐震推進</b>
<b>第１ 市における措置</b>	<b>第１ 市における措置</b>
<p>1 総合的な建築物の耐震性向上の促進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性向上を図るため「長久手市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な耐震性向上の促進を図る。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断を努力義務とすることにより、対象建築物の耐震性向上を促進していく。</p>	<p>1 総合的な建築物の耐震性向上の促進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性向上を図るため「長久手市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な耐震性向上の促進を図る。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断を努力義務とすることや<u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進すること</u>で、対象建築物の耐震性向上を図る。</p>

修正前	修正後
<p data-bbox="178 271 480 304"><b>第4節 文化材保護対策</b></p> <p data-bbox="209 360 778 483">第3 市の防災関係部局は、文化材関係部局と連携し、文化材の管理、防火について専門的知、情報の収集に努めるものとする。</p> <p data-bbox="277 539 352 573">(追加)</p>	<p data-bbox="805 271 1107 304"><b>第4節 文化財保護対策</b></p> <p data-bbox="836 360 1406 483">第3 市の防災関係部局は、文化材関係部局と連携し、文化材の管理、防火について専門的知、情報の収集に努めるものとする。</p> <p data-bbox="836 495 1406 707"><u>第4 重要文化財の耐震対策は、平成30年8月9日付文化庁文化財部参事官（建造物相当）の事務連絡「重要文化材（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u></p> <ol data-bbox="866 719 1406 1010" style="list-style-type: none"> <li><u>1 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u></li> <li><u>2 対処方針の作成・提出</u></li> <li><u>3 耐震対策推進の周知徹底</u></li> <li><u>4 補助事業における耐震予備診断の必須</u></li> <li><u>5 耐震予備診断実施の徹底</u></li> <li><u>6 県の指導・助言</u></li> </ol>

## Ⅲ－１ 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>	
■風水害等編	第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項
■地震編	第2編 第6章 避難行動の促進対策
<b>&lt;修正案&gt;</b>	
■風水害等編	第1編 第2章 P3
■地震編	第2編 第6章 P154

### ■風水害等編

#### 第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

修正前	修正後
<b>第2節 重点を置くべき事項</b>	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>
<p>第3 住民の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた、「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>(追加)</p>	<p>第3 住民の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた、「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>

### ■地震編

#### 第2編 第6章 避難行動の促進対策

修正前	修正後
<p>避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>